

令和6年度外国人材地域交流促進事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和6年度外国人材地域交流促進事業業務

2. 業務の目的

市内企業で働く外国人材の増加に伴い、雇用を安定的に確保するうえで、外国人が安心して暮らせる環境を整備することが求められている。

そのため、言葉の問題をはじめ、生活習慣などに対する研修を実施するとともに、地域とのネットワークをつくるための様々な体験をしてもらいながら、外国人労働者等にとって働きやすい、暮らしやすいまちづくりに向けた取組を行う。

3. 業務の執行体制の確保について

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

4. 業務内容

委託する業務の内容は、次の(1)(2)とする。

なお、各業務実施にあたっては、市と連携を図りながら受託者において企業の要望等を把握したうえで確実な集客につなげる。それぞれの業務において参加者が応募多数となった場合は、市と協議の上で選考方法を決定し、受託者において参加者の決定を行うこと。

また、各業務終了後には、参加者へのアンケートを実施し、アンケート結果の集計を行うこと。

(1) 日本語教室の開催

日本語教室を開催する。教室の運営方法については、次のとおりとする。

運営については、企業の要望等を把握し、外国人労働者等の交通手段を考慮したうえで外国人労働者等が参加しやすい形式（オンライン授業を含む）・内容・回数・日程・開講時間で開催する。日本語教室は、能力別の計2クラス（定員：各クラス15名程度）開設し、オンライン授業を主とする場面にあっても、初回、各クラスの全日程の中間に位置する回及び最終回については、対面で実施する。また、最終回には2クラス合同で成果発表会を実施することとする。

なお、テキストを使用する場合の代金は、参加者負担とし、市の公共施設を使用する場合の代金は、市において手配するため、経費には含まないものとする。

(2) 延岡で生活するための研修及び地域とのネットワークづくりイベント等（日帰り）の実施

①延岡で生活するための研修の開催

延岡市職員を講師とし、「災害時の対応」「病院の受診利用」「ゴミの出し方」「公共施設・交通機関利用方法」等、本市で生活するために必要な知識を学ぶ研修を実施する。研修は、座学と関係各所等への訪問を織り交ぜながら実施する。

②地域とのネットワークづくりイベント等（日帰り）の実施

受託者は、地域住民と外国人労働者等との交流の場の創出を図るための交流会を実施する。

※ ①②については、外国人労働者等の定員は20名程度とする。

やさしい日本語でコミュニケーションをサポートするスタッフを配置するなど、参加者と受託者で意思疎通のとれる体制を構築すること。

①②の実施にあたり、市のマイクロバスを使用する場合は、経費には含めないものとする。

経費には、添乗員1名、昼食代、その他ツアー実施に必要な費用を含めるものとする。

5. 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自の提案を可とする。但し、提案は委託上限額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

6. 成果物

前記「4. 業務内容」に係る業務について、実績報告書及び収支報告書を紙媒体（2部）、電子データで延岡市人材政策・移住定住推進室に提出すること。

7. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

8. 委託業務に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。

- (1) 会議等での食糧費（茶菓代を除く）
- (2) 設備等の設置又は改修に要する費用
- (3) 一般管理費や諸経費等の支出内容が明らかでない経費
- (4) 日本語教室及び研修を実施する場所に要する費用（市の公共施設を使用する場合は除く）

9. その他の要件等

(1) 委託業務実施上の留意事項

- ① 受託者は、本業務で知り得た個人情報や企業情報について、他に漏洩することなく適切に処理すること。
 - ② 受託者は、本業務において、市から貸与される資料及び受託者が収集した資料について、破損、紛失、盗難等の事故の無いよう適切に取り扱うこと。
 - ③ 受託者が本事業の一部を再委託する場合には、再委託の内容、再委託先、再委託する業務の管理方法等の必要事項等を事前に市に対して書面により報告し、承諾を得なければならないものとする。
 - ④ 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、延岡市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複写、増刷等を行い公表できるものとする。
- (2) 災害等により、イベント等の内容を変更または中止をする必要が生じた場合は、市と十分協議を行い、状況に応じて契約額を減額変更することがある。
例) 印刷費、広告費、キャンセル料等
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、市と協議し指示を受けるものとする。